

大豆・麦・そばの生産拡大に対する支援

大豆・麦・そばの生産拡大に対しては、県と国の様々な助成があります。

県では、平成23年度、新たに「大豆・麦・そば生産向上チャレンジ支援事業」を創設し、大豆・麦・そばの生産拡大及び収量・品質向上の取組みを支援します。

事業期間及び事業名	対象作物	事業実施主体	助成額	対象技術	主な要件等
【平成23～25年度】 大豆・麦・そば生産向上 チャレンジ支援事業 (県単事業)	大豆 麦 そば	営農集団、地域農業再生協議会(仮称)、地域水田農業推進協議会、農業協同組合、市町村等	助成の対象となる技術導入経費の1/2以内(※)	◇共通 明きよ、弾丸暗きよ、心土破碎、堆肥・有機質肥料・有機質等の土壌改良資材の投入、緑肥のすきこみ、無人ヘリ・中間管理機による防除、追肥等、ほ場の傾斜化、乾燥調製施設の利用、ブームスプレーヤーの使用による土壌・茎葉処理除草剤散布 ◇大豆 大豆300A技術、肥効調節型肥料の施用 ◇麦類 肥効調節型肥料の施用、出穂期追肥の適正量実施、赤かび病の防除 ◇そば 高畦播種、耕うん同時畝立て播種	◇農業者戸別所得補償制度を活用し、対象作物の生産拡大に取り組むこと。 ◇前年度から作付けを拡大すること。 ◇助成の対象となる新たな技術を導入すること。

※ 前年度(平成22年度)から作付け拡大する面積を上限とする。

大豆・麦・そばの機械等の条件整備に対する支援

大豆・麦・そばの加工業者のニーズを踏まえた生産拡大と品質向上を図るための機械等の整備を支援します。

事業期間及び事業名	対象作物	事業実施主体	補助率	補助対象	主な採択要件
【平成22～26年度】 産地生産力強化総合支援事業 水田有効活用自給力向上支援対策 (大豆・麦・そば支援タイプ) (県単事業)	大豆 麦 そば	農業団体 営農集団(※1) 農業法人 認定農業者(※2) 市町村等	3/10以内	1 栽培用管理機械 (施肥同時播種機、乗用管理機、カルチベータ等) 2 排水対策用機械 (溝掘機、レーザーレベラー等) 3 土壌土層改良用機械 (プラウ、ハロー、ロータリー、ブロードキャスター、サブソイラー等) 4 収穫用機械 (汎用コンバイン、大豆・そば用コンバイン) 5 乾燥、調製、出荷用機械 (乾燥機、選別機、色彩選別機等) ※ 5については、大豆を除く。	◇対象作物が地域水田農業ビジョンにおいて振興する作物として位置づけられており、原則として水田を活用した生産であること。 ◇対象作物の受益面積が概ね2ha以上であること。 ◇受益面積が水田と畑地の場合は、水田の占める比率が10分の6以上であること。 ◇対象作物に対する品質・収量向上技術を1年目に5以上導入すること。 (導入対象技術) ①排水対策 大豆・麦・そば3技術 ②土づくり 大豆・麦・そば3技術 ③適正管理 大豆・麦・そば4技術 ④効率的な作業体系 大豆・麦3技術、そば1技術 ⑤乾燥調製作業体系 大豆4技術、麦・そば3技術 ⑥生産工程・記帳 大豆・麦3技術、そば2技術

事業期間及び事業名	対象作物	事業実施主体	補助率	補助対象	主な採択要件												
<p>【平成22～26年度】</p> <p>産地生産力強化総合支援事業 水田有効活用自給力向上支援対策 (大豆乾燥調製強化タイプ)</p> <p>(県単事業)</p>	大豆	農業団体 営農集団(※1) 農業法人 認定農業者(※2) 市町村 等	4/10以内	乾燥、調製、出荷用機械(乾燥機、選別機、大豆クリーナー、色彩選別機 等)	<p>◇対象作物が地域水田農業ビジョンにおいて振興する作物として位置づけられており、原則として水田を活用した生産であること。</p> <p>◇対象作物の受益面積が概ね2ha以上であること。</p> <p>◇受益面積が水田と畑地の場合は、水田の占める比率が10分の6以上であること。</p> <p>◇対象作物に対する品質・収量向上技術を1年目に5以上導入すること。 (導入対象技術)</p> <table border="0"> <tr> <td>①排水対策</td> <td>3技術</td> </tr> <tr> <td>②土づくり</td> <td>3技術</td> </tr> <tr> <td>③適正管理</td> <td>4技術</td> </tr> <tr> <td>④効率的な作業体系</td> <td>3技術</td> </tr> <tr> <td>⑤乾燥調製作業体系</td> <td>3技術</td> </tr> <tr> <td>⑥生産工程・記帳</td> <td>3技術</td> </tr> </table>	①排水対策	3技術	②土づくり	3技術	③適正管理	4技術	④効率的な作業体系	3技術	⑤乾燥調製作業体系	3技術	⑥生産工程・記帳	3技術
①排水対策	3技術																
②土づくり	3技術																
③適正管理	4技術																
④効率的な作業体系	3技術																
⑤乾燥調製作業体系	3技術																
⑥生産工程・記帳	3技術																

※1 営農集団とは3戸以上の生産者からなる組織をいう。

※2 認定農業者については、経営面積がおおむね5ha以上であること。

経営面積＝使用収益権面積＋作業受託面積(作業受託面積＝全作業受託面積＋基幹作業受託延べ面積／3)
基幹作業を、「耕起・代かき」、「田植え・播種」、「収穫作業」の3作業とする。

ただし、不耕起栽培の場合は、次のとおりとする。

経営面積＝使用収益権面積＋作業受託面積(作業受託面積＝全作業受託面積＋基幹作業受託延べ面積／2)
基幹作業を、「田植え・播種」、「収穫作業」の2作業とする。

◆事業に関するお問い合わせは、最寄りの県農林事務所までお願いします。

事務所名	所在地	電話番号
県北農林事務所 農業振興普及部	福島市	024-521-7663
県中農林事務所 農業振興普及部	郡山市	024-935-1307
県南農林事務所 農業振興普及部	白河市	0248-23-1557
会津農林事務所 農業振興普及部	会津若松市	0242-29-5302
南会津農林事務所 農業振興普及部	南会津町(田島)	0241-62-5253
相双農林事務所 農業振興普及部	南相馬市(原町区)	0244-26-1147
いわき農林事務所 農業振興普及部	いわき市	0246-24-6160